

定号

- 一、會社ニ対シ解雇ノ理由ヲ純...
- 二、解雇手當ハ六月以上ノ日給ヲ要求スルニト
- 三、故漏賃金ノ分配ヲ要求スルニト

(一註)

現在會社ニ故漏基金トシテ五十万ノ積立存テテ該基金ハ
會社及破工ノ共有ナルコトヲ強工ハ配當ヲ受ケル權利アリトモ
フニ在リ然レニ會社側ハ該基金ハ會社ノ利益存テルコト以テモカ
互達ハ會社ノ隨悉ナリ或ニ配當ノ義務ヲシテ互達ニ在リ
尚運動資金調達ニ云レテモ協議ヲ下セルガ組合ニ先般ノ事
議際調達シタル資金ノ残額六百圓アリ内百圓ハ昨日忠孝
彼ニ於ケル該會場其他準備費ニ費シ現在五百圓アレト

該積立金ハ組合員全部ノ承認ヲ得ルニアラサレバ支出シ
難ク殊ニ今回ノ運動ハ誠首者自身ノ運動ナルヲ以テ
其ノ資金ハ誠首者ニ於テ醜金スヘキハ正當ナリトノ意見
ニ決シ誠首者ハ一人當テ二系ヲ醜出(二十四日)取決ニ概
ハノコトニスルニトナリ敬會ヲ

右ニ因レ日本協會組合ニハ樺溪支部長濱田玉太郎ヲ
斡メ一激ノ者ハ感スル所ナリトテ應援ノ模様ナキニシテス
他後ニ等ニ於テモ昨日印柄自重ノ態ニ及テ示シ居レリ

(十一月二十三日)